

天童市国民保護計画

平成28年9月

天 童 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等	1
1	市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置	1
2	市国民保護計画の趣旨	2
3	市国民保護計画の構成及び作成上の留意事項	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
1	国民保護措置に関する基本方針	4
2	その他の留意事項	5
第3章	関係機関の役割及び業務の大綱等	6
1	市及び関係機関の役割の概要	6
2	市の事務及び業務の大綱	6
3	関係機関の連絡先等の把握	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
1	地形	7
2	気候	7
3	人口分布	7
4	道路の位置等	8
5	鉄道、空港の位置等	8
6	自衛隊施設等	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10
1	市国民保護計画が対象とする事態	10
2	武力攻撃事態	10
3	緊急処理事態	13
4	本市において特に留意すべき事項	15
第2編	日頃からの備えや予防	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	市における組織・体制の整備	16
1	市の各部課等における日頃からの業務	16
2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	18
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	20
1	基本的考え方	20
2	県との連携	20
3	近接市町村との連携	20

4	指定公共機関等との連携	21
5	ボランティア団体等に対する支援	21
第3章	通信の確保	22
1	通信体制の整備	22
2	市における非常通信体制の確保	22
第4章	情報収集・提供等の体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5章	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する日頃からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	28
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	市における備蓄	30
2	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	30
第4章	国民保護に関する啓発	31
1	国民保護措置に関する啓発	31
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	31
第3編	武力攻撃事態等への対処	32
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
1	事態認定前の緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	32
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	34
第2章	市対策本部の設置等	35
1	市対策本部の設置	35
2	通信の確保	38
第3章	関係機関相互の連携	39
1	国・県の対策本部との連携	39
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等	39
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	40
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	40

6	市の行う応援等	4 1
7	ボランティア団体等に対する支援等	4 1
8	市民への協力要請	4 1
第4章	警報及び避難の指示等	4 2
第1	警報の伝達等	4 2
1	警報の伝達等	4 2
2	警報の伝達方法	4 3
3	緊急通報の伝達及び通知	4 3
第2	避難住民の誘導等	4 4
1	避難の指示の通知・伝達	4 4
2	避難実施要領の策定	4 4
3	避難住民の誘導	4 7
第5章	救 援	5 0
1	救援の実施	5 0
2	関係機関との連携	5 0
3	救援の内容	5 1
第6章	安否情報の収集・提供	5 2
1	安否情報システムの利用	5 2
2	安否情報の収集	5 2
3	県に対する報告	5 3
4	安否情報の照会に対する回答	5 3
5	日本赤十字社に対する協力	5 4
6	マニュアルによる運用	5 4
第7章	武力攻撃災害への対処	5 5
第1	武力攻撃災害への対処	5 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	5 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	5 5
第2	応急措置等	5 6
1	退避の指示	5 6
2	警戒区域の設定	5 7
3	応急公用負担等	5 8
4	消防に関する措置等	5 8
第3	生活関連等施設における災害への対処等	6 0
1	生活関連等施設の安全確保	6 0
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	6 0
第4	NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等	6 2
1	NBC攻撃による災害への対処	6 2
2	武力攻撃原子力災害への対処	6 3
第8章	被災情報の収集及び報告	6 4
1	被災情報の収集及び報告	6 4

2	被災情報の報告様式	64
第9章	保健衛生の確保その他の措置	65
1	保健衛生の確保	65
2	廃棄物の処理	65
第10章	国民生活の安定に関する措置	67
1	生活関連物資等の価格安定	67
2	避難住民等の生活安定等	67
3	生活基盤等の確保	67
第11章	特殊標章等の交付及び管理	68
1	特殊標章等	68
2	特殊標章等の交付及び管理	68
3	特殊標章等に係る普及啓発	68
第4編	復旧等	70
第1章	応急の復旧	70
1	基本的考え方	70
2	公共的施設の応急の復旧	70
第2章	武力攻撃災害の復旧	71
1	国における所要の法制の整備等	71
2	市が管理する施設及び設備の復旧	71
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	72
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	72
2	損失補償及び損害補償	72
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	72
第5編	緊急対処事態への対処	73
1	緊急対処事態への対処	73
2	緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	73
3	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	73
4	特殊標章等の取扱い	74
5	国民経済上の措置の取扱い	74
6	備蓄、避難施設等における取扱い	74

◎ 資料編

◎ 用語集

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等

市民の生命、身体及び財産を保護する責務により、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、天童市国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び山形県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、天童市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市が実施する国民保護措置

ア 市長は、政府が対処基本方針を定めたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市の区域における次に掲げる国民保護措置を実施する。

(ア) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置

(イ) 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置

(ウ) 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(エ) 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置

(オ) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

イ 市の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員（以下「委員会及び委員」という。）は、政府が対処基本方針を定めたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務における国民保護措置を実施する。

(3) 市が実施する緊急対処保護措置

ア 市長は、政府が緊急対処事態対処方針を定めたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市の区域における緊急対処保護措置を実施する。

イ 市の委員会及び委員は、政府が緊急対処事態対処方針を定めたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務における緊急対処保護措置を実施する。

2 市国民保護計画の趣旨

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市国民保護計画は、国民保護法第35条及び第182条第2項の規定に基づき、市が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定める。

ア 市の区域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ その他、市の区域における国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

(1) 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編から構成する。

編	内 容
本 編	第1編 総 論
	第2編 日頃からの備えや予防
	第3編 武力攻撃事態等への対処
	第4編 復旧等
	第5編 緊急対処事態への対処
資 料 編	
用 語 集	

(2) 市国民保護計画の作成上の留意事項

市国民保護計画の本編は、主に本市が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目、その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める市が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針及び県国民保護計画は、政府及び県における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更するものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置における研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、諮問機関である市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更は、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会へ諮問のうえ、知事と協議し、市議会へ報告するとともに、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事との協議は行わず、報告のみとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置における不服申立て又は訴訟、その他の市民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等において、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。この場合において、個人情報保護に留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と日頃から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制であってはならない。

この場合に、市民は、その自発的な意思により、必要な協力を行うよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たって、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法を的確に実施する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その特性により、自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、放送の自律を保障し、その言論、その他表現の自由の特

に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即した自主的な判断によるものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市地域防災計画等に基づく取組の蓄積の活用

武力攻撃事態等の対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、天童市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

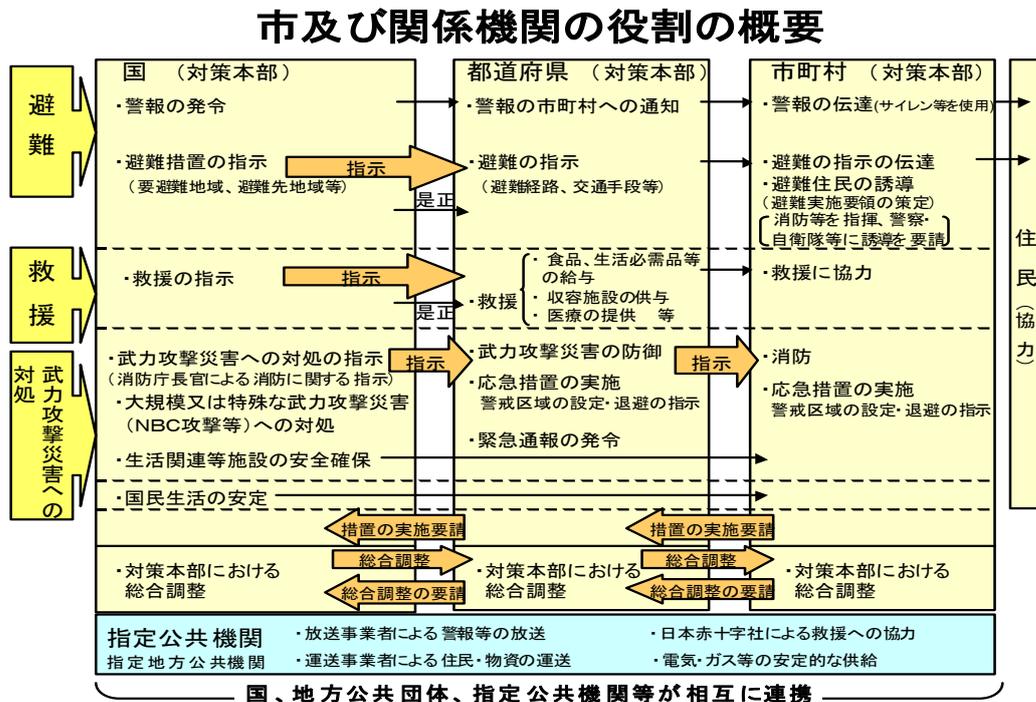
国民保護措置の適用にあたっては、観光客や訪問者等、市の区域に居合わせた人々も対象とし、また、外国人については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものであり、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の役割及び業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。



2 市の事務及び業務の大綱

市は、国民保護措置に関し、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整、その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先等の把握

市は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、日頃から把握する。

なお、当該連絡先等については、資料編に掲載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認し、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、山形県村山地方の中央部に位置し、西で最上川を挟んで寒河江市と、南で立谷川を挟んで山形市と、北で乱川を挟んで東根市と接している。

市域は、東西で18.4km、南北で10.6km、面積は113.01km²である。

地形の特徴としては、東半分は山地、西半分は平地であり、北は大半が乱川扇状地、南は立谷川扇状地の北部を占め、市街地を倉津川、押切川が流れており、典型的な扇状地形態を構成している。

2 気候

奥羽山脈及び朝日山地に囲まれ、海洋から全く遮断された山形盆地は、典型的な内陸性気候を示す。本市の気候も乾燥寡雨の傾向が著しく、雪国の中では積雪量が少ないのが特徴の一つである。

平均気温は、年間11.7度である。1、2月の低湿月においても零下5度前後を下まわらず、4月の初めから急激に上昇する。9月からは徐々に下降し、10月の下降が特に著しい。年間降水量は、1,163mmと県下でも少ない地域である。

3 人口分布

本市の人口は、平成28年8月末日現在、62,186人(男30,302人、女31,884人)、世帯数は21,540世帯と、県内では山形市、鶴岡市、酒田市、米沢市に次いで5番目の規模となっている。

また、人口は、市の中央部である天童地区に集中しており、田園集落部では減少している。

年齢別に見ると、市全体において、15歳未満の総人口に占める割合は13.1%、15～64歳の割合は59.0%、65歳以上の割合は27.9%となっており、高齢化が年々進んでいる。

65歳以上の高齢化率は、全国平均26.0%(平成26年10月)を上回る率を示しているが、県内市町村では東根市・山形市に次いで低い率となっている。

平成17年と平成22年の国勢調査結果を比較すると人口は、いく分減少傾向で、近年、歯止めがかかりつつあるが、今後、65歳以上の高齢者人口が増加することが予測されるとともに、15歳未満の人口が減少していることから、本市においても、少子・高齢社会の進行が予想され、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮がより一層必要となる。

人口の増減(地区別) (国勢調査結果より)

地区	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減(H22-H17)
天 童	22,286	24,156	25,802	25,205	-597
成 生	4,934	5,108	4,692	4,800	108
蔵 増	4,059	3,958	3,745	3,512	-233
寺 津	1,964	1,932	1,838	1,755	-83
津 山	4,246	4,030	3,838	3,899	61
田麦野	370	294	239	202	-37
山 口	5,834	6,336	6,384	6,244	-140
高 揃	11,185	11,872	11,893	11,346	-547
干 布	3,386	3,324	3,149	3,034	-115
荒 谷	2,362	2,221	2,284	2,217	-67
計	60,626	63,231	63,864	62,214	-1,650

4 道路の位置等

市内の道路延長は、平成 27 年 4 月 1 日現在、約 576.7km であり、うち国道は約 15.3km (構成比 2.6%)、県道約 81.2km (構成比 14.1%)、市道約 470.0km (構成比 81.5%)、自転車道約 10.2km (構成比 1.8%) となっている。

広域的な機能を果たす主要な幹線道路は、上山市と東根市間を結ぶ東北中央自動車道、市内を南北に縦断する国道 13 号及び天童市と仙台市を結ぶ国道 48 号や、市内の中心部を南北に縦断する主要地方道山形天童線などがある。

そのほか、市内の主な幹線道路は、国道 13 号とともに中心市街地を取り巻く環状線を形成している市道乱川矢野目線、市道矢野目久野本線、市道山形矢野目線などがある。さらに、主要地方道山形羽入線、県道荒谷原崎線、県道長岡中山線、主要地方道天童寒河江線などが田園集落間を結ぶとともに、中心市街地と田園集落を結ぶ県道天童河北線、主要地方道天童大江線、県道天童山寺公園線、県道天童高原山口線などが放射状に延びている。

5 鉄道、空港の位置等

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」) の奥羽本線 (福島県福島市から青森県青森市に至る) が南北に縦貫し、福島-新庄間は山形新幹線として東北新幹線に接続している。

空港は、隣接する東根市に第二種 B 空港として山形空港が設置されており、2,000m 滑走路一本を有し、東京、名古屋、大阪と定期航空路で結ばれている。

6 自衛隊施設等

自衛隊施設は、隣接する東根市に陸上自衛隊神町駐屯地があり、第 6 師団司令部をはじめ、師団の主力部隊が配置されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施する。

2 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

事態類型	想 定
着上陸侵攻	<p>ア 事態の概要 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>イ 特徴 (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>ウ 留意点 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>ア 事態の概要 ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊</p>

事態類型	想 定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>イ 特徴</p> <p>(ア) 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>ウ 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県警察は、自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>ア 事態の概要</p> <p>弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>イ 特徴</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>ウ 留意点</p> <p>(ア) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(イ) 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>ア 事態の概要</p> <p>重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>イ 特徴</p>

事態類型	想 定
航 空 攻 撃	<p>(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>(ウ) なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>ウ 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) N B C 攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要である N B C 攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。

種別	対 応
核 兵 器 等	<p>ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部</p>

種別	対 応
核兵器等	<p>被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p> <p>エ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
生物兵器	<p>ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
化学兵器	<p>ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>イ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

3 緊急対処事態

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、緊急対処事態について次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおり示されている。

事態例	想 定
<p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>ア 事態例 (ア) 原子力事業所等の破壊 (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 (ウ) 危険物積載船への攻撃 (エ) ダムの破壊</p> <p>イ 被害の概要 (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 a 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 b 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 (エ) ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>
<p>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>ア 事態例 (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 (イ) 列車等の爆破</p> <p>イ 被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>ア 事態例 (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 (エ) 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>イ 被害の概要 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。</p>
<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>ア 事態例 (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ (イ) 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>イ 被害の概要 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

4 本市において特に留意すべき事項

本市は内陸部に位置し、県都山形市に隣接し、山形空港なども近いことから、当面は、都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃や各種テロ等の緊急対処事態への的確かつ迅速な対処について留意する。

なお、市域における事態の想定については、国、県からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

第2編 日頃からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課等の日頃からの業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における日頃からの業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の統括、各部課間の調整、企画立案等については、総務部危機管理室において行う。

【市の各部課等における日頃からの業務】

総務部	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会の運営に関する事。・市国民保護計画の見直しに関する事。・国民保護における関係機関との連絡調整に関する事。・避難及び救援に関する情報の把握に関する事。・非常通信体制の整備に関する事。・避難施設の指定の協力に関する事。・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事。・特殊標章等の交付及び管理に関する事。・情報・連絡体制の整備及び警報・緊急通報の伝達に関する事。・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事。・市国民保護対策本部に関する事。・避難実施要領の策定に関する事。・物資及び資材の備蓄等に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・日本赤十字社山形県支部及び天童市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。・医療資器材・医薬品等の供給体制の整備に関する事。・赤十字標章等の使用許可申請、交付及び管理に関する事。
市民部	<ul style="list-style-type: none">・安否情報に係る収集体制の整備に関する事。・廃棄物処理に係る体制の整備に関する事。・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制の整備に関する事。・交通の確保及び避難路の安全点検に関する事。

建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園等、管理施設に係る機能確保に関すること。 ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること。
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における国民保護啓発に関すること。 ・避難施設の管理・運営体制の整備に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防御・救急・救助体制の整備に関すること。 ・住民の避難誘導體制の整備に関すること。 ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。
病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における医療体制の整備に関すること。
上下水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の維持管理及び飲料水の供給に関すること。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各部課等が管理する公共施設等の安全確保に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図り、速やかに必要な職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
① 担当課体制	危機管理室の担当職員が参集
② 警戒体制	危機管理室職員及び関係職員が参集
③ 緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
④ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① ②
	市の関係部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		③
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① ②
		市の関係部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	③
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④

（４）幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時携帯電話等を携行し、参集時の連絡手段として、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の代替職員は、天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例第２条第２項により副本部長がその職務を代理する。

この場合における副本部長の順序については、市長の職務を代理する者の順序による。

（６）職員の服務基準

市は、（３）①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

（７）交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、天童市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

３ 消防機関の体制

（１）消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部

及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加できるよう配慮する。

さらに、消防本部は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、政府が武力攻撃事態等の認定を行った場合は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・第5項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの。(法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。(法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、第175条)	

※ 法は「国民保護法」をいう。

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を確保する。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、市の区域内における国民保護措置が円滑に実施できるよう、県との緊密な関係を保持する。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、県との間で緊密に情報を共有する。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議により、県が実施する国民保護措置と市が実施する国民保護措置との整合性を確保する。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、県が開催する国民保護連絡会議へ積極的に参加するなど、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議を行う。

また、市町村間の相互応援協定を締結すること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制を整備するとともに、消防応援協定を締結すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制を整備する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等と緊密に連携するとともに、指定公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、地域の医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに日頃からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的に連携する。

(3) 民間事業者との連携体制の整備

市は、民間事業者等から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しや新たに協定を締結するなど、防災に準じた必要な連携体制を整備する。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、当該事業所等との連携を確保する。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災会・自治会等に対する支援

市は、自主防災会・自治会等の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災会・自治会等の活性化を促進し、その充実を図るとともに、自主防災会・自治会等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災会・自治会等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備を充実する。

(2) 自主防災会・自治会等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備する。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、通信体制の整備等について定める。

1 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信を確保する対策を推進する。この場合、自然災害、その他の非常時において通信を円滑に運用することなどを目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会と連携する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用する。

2 市における非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源を確保するなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制を構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、日頃から情報の収集・連絡体制を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等を改善する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分に調整する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任等を明確にし、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に情報を提供するに当たっては、ホームページ、登録者メール、広報車両、警鐘・サイレン、自主防災会・自治会等各種関係団体の連絡網等あらゆる手段を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人、その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制を整備する。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。 	

第4 情報収集・提供等の体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供、並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努め、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等が理解されるよう事前に説明や周知を行う。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

警報を通知すべき関係機関については、資料編に掲げるとおりとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における警報の内容の迅速な伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 天童警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、天童警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を行う。

(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたとき、迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担を考慮して伝達すべき施設を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域において「共助」の活動が期待できる民間事業者が、警報の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の収集担当者、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当者の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した市民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続、その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

安否情報関係様式については、資料編に掲げる。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得や、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、本市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、国等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災会・自治会等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国及び県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置の訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力を向上させる。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、天童警察署、自衛隊等と連携する。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下の訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

エ 通信訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自主防災会・自治会等と連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に活かせるよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、天童警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する日頃からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する日頃からの備えに関して必要な事項について定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導が可能となるよう、次の基礎的資料を準備する。

- ・ 市の地図
- ・ 住宅地図
- ・ 隣接市の地図
- ・ 人口分布図
- ・ 道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設リスト
- ・ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連施設等のリスト
- ・ 関係機関の連絡先一覧、協定書
- ・ 消防機関関係者リスト(消防団を含む連絡先等)
- ・ 自主防災会・自治会等の連絡先一覧
- ・ 医療機関のリスト
- ・ 要配慮者避難支援計画(個別計画、要支援者名簿、その他)

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越え避難する場合に備えて、日頃から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見を交換し、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たって、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者避難支援個別計画を作成し、避難行動要支援者の避難対策を講じる。この際、避難誘導時においては、職員の横断的な組織として、災害時の避難・支援班に準じた組織を編成し、迅速に配置できるよう留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要な事から、日頃から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所の避難に関して、時間的な余裕がない場合は、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、日頃から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（委員会及び委員、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等を配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等についても配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合について、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する日頃の取組みとあわせ、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報等を把握し、避難住民や緊急物資を運送する体制の整備に努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等（鉄道、バス、飛行機等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

○ 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ウ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域における運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施について定める。

(2) 市が管理する公共施設等の安全確保

市は、市が管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

また、市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、市の措置に準じた措置をとるように求める。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置の実施に必要な備蓄、物資及び資材の整備について定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材は、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものは、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材は県と密接に連携して備蓄・整備を図る。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合において、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達できるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備、点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市が管理する施設の地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、かつバックアップ体制の整備に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限にするためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発するに当たって、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民に啓発する。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力の育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等を促すための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民に周知する。

また、市は、弾道ミサイル攻撃や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、市民に対し周知に努める。

また、市は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して市民に啓発するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるため、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

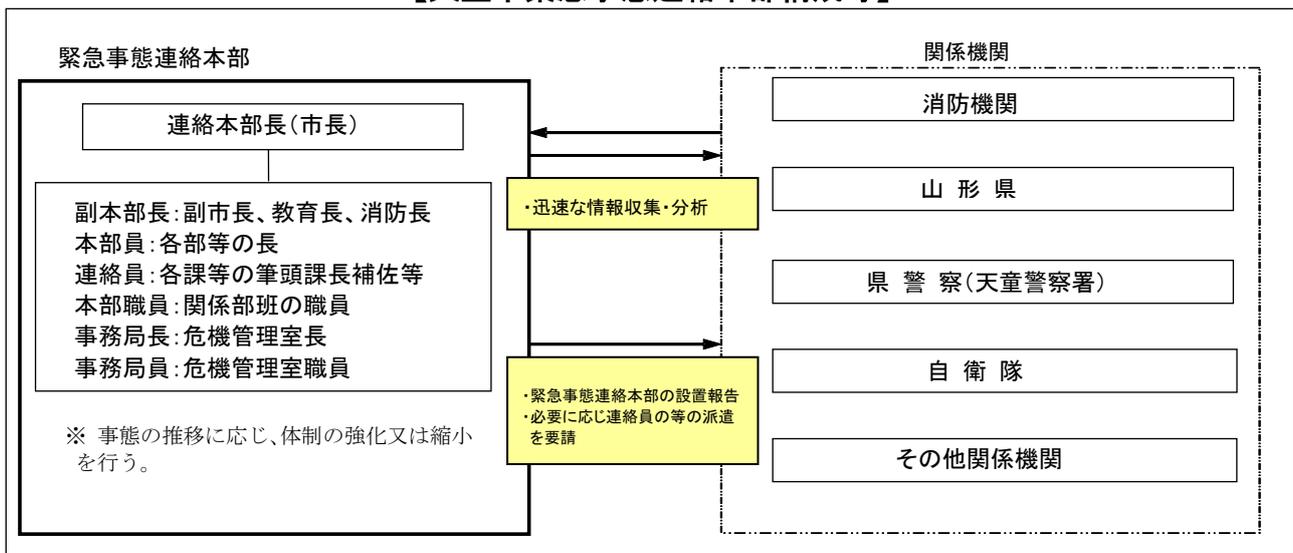
このため、この様な事態に対する初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であるため、本市の初動体制について定める。

1 事態認定前の緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び天童警察署に連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、天童市緊急事態連絡本部(以下「緊急事態連絡本部」という。)を設置する。緊急事態連絡本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課等の長など、事案発生時の対処に不可欠な関係部課等の要員により構成する。

【天童市緊急事態連絡本部構成等】



※ 市民からの通報、県からの連絡、その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案の情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報を提供するとともに、県に対して緊急事態連絡本部を設置した旨を連絡する。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市長は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域若しくは消防警戒区域の設定及び救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市長は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に実施されるよう、緊密に連携をとる。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合は、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

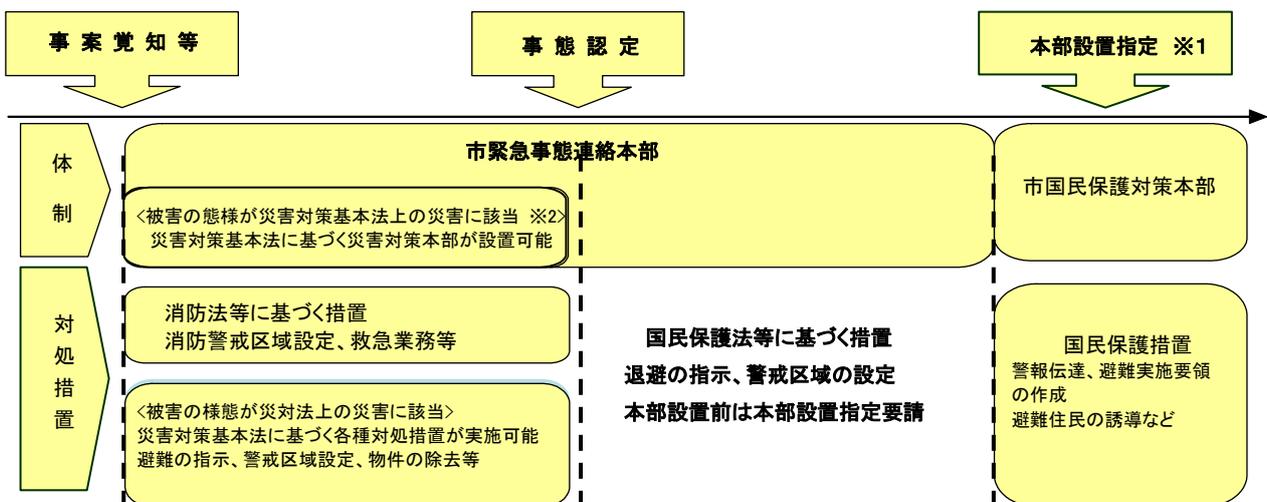
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害に対処するため、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡本部」は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
 2 災害対策基本法の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出等の事故とされる。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合は、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域で事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び山形県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、所定の場所に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部長は、「市庁舎3階会議室」に市対策本部を設置するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備をする。

（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備等を確保する。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として、第1 予定場所を「天童市市民文化会館3階」、第2 予定場所を「天童市総合福祉センター3階」に指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により予備施設の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合は、知事と市対策本部の設置場所について協議する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定がない場合において、市において国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び運営

市対策本部の組織構成は、次のとおりとする。

なお、市対策本部の組織及び運営については、「天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部運営要綱」に定める。

天童市国民保護対策本部組織構成図



(4) 市対策本部の広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部に広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

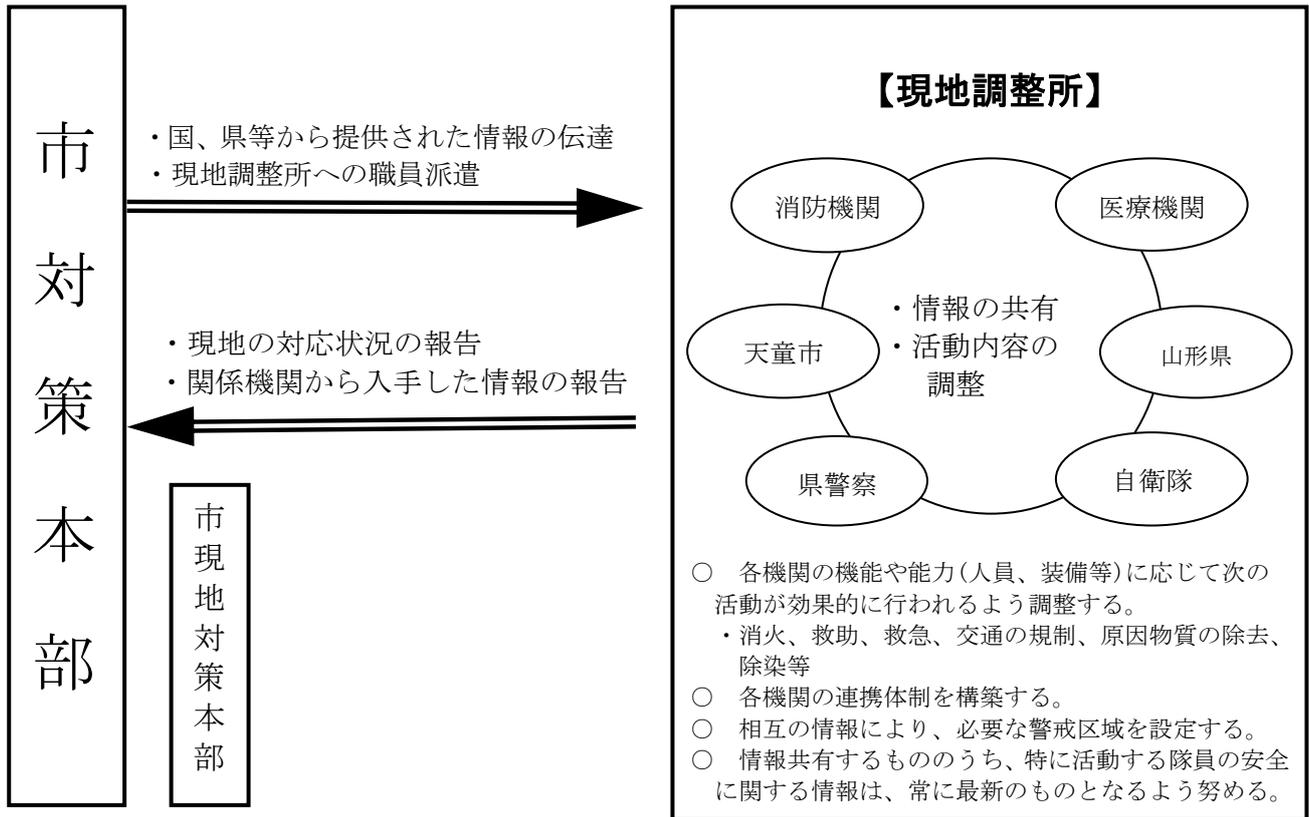
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者を充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、並びに現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関して総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の要求

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要求

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の要求

市対策本部長は、市教育委員会に対し、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして、市の区域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは一般加入電話、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、市の保有する情報通信施設に支障が生じた時は応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳^{ふくそう}により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を行うよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市対策本部長は、県の対策本部並びに県を通じ国の対策本部と各種の調整及び情報を共有することなどにより密接に連携する。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市対策本部長は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、当該本部と緊密に連携する。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部を運用する。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市対策本部長は、国の武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、協議会に参加する県と密接に連携し、速やかに国民保護措置等に関する情報の共有を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、その所掌事務における国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ要請するよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにし、その業務における国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣を要請できない場合は、自衛隊山形地方協力本部長又は陸上自衛隊第6師団長を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を経由し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにし、知事等に対し応援を求める。

- (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、日頃からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託する。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対して事務を委託した場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市長は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合は、求められた応援ができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備及び物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援ができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災会・自治会等に対する支援

市は、自主防災会・自治会等による警報の伝達、自主防災会長や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等に関して、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に対して、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合は、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供や生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入態勢の確保等に努め、その技能等を効果的に活用する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市長は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

市長は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに市民及び関係団体にその内容を伝達する。

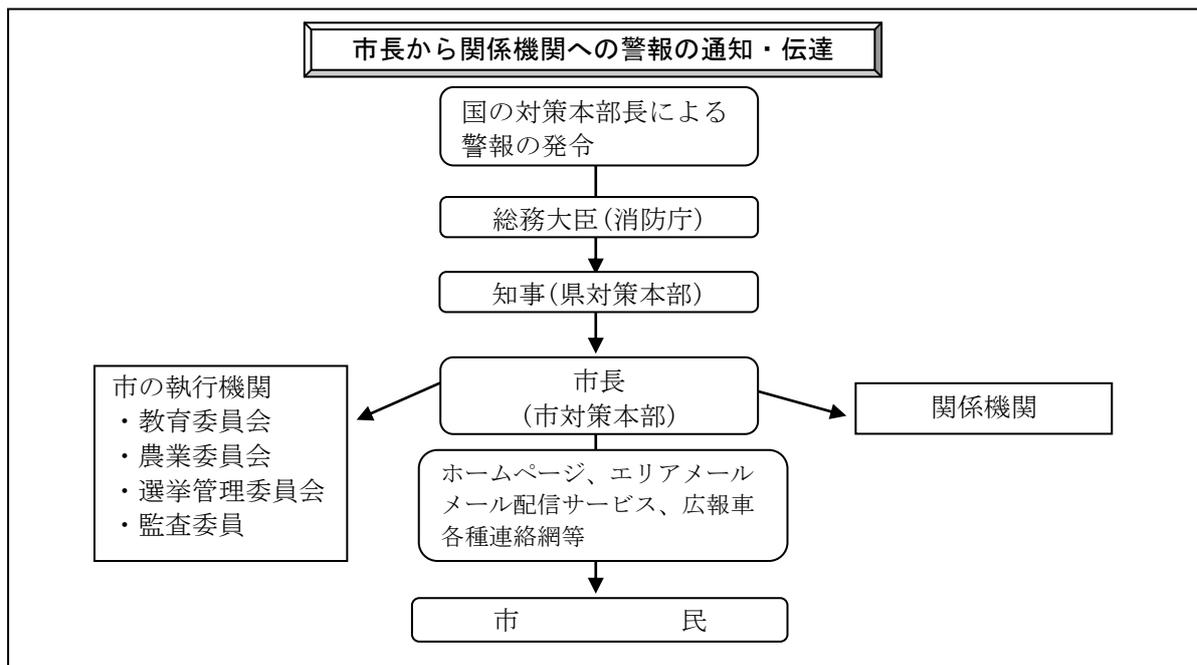
(2) 警報の通知

ア 市長は、本市の委員会及び委員、その他の関係機関に対し、その内容を通知する。

【警報に定める事項（国民保護法第44条第2項）】

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
 - ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- ※②に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表は速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.tendo.yamagata.jp/>) に警報の内容を掲載する。
市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、下図のとおりとする。



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合は、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴しながら市の保有する広報車、消防車等により各地区を巡回して、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

この際、消防団や自主防災会・自治会等による伝達、各種関係団体等の連絡網による伝達方法を活用する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線及び市の広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知する。

(イ) なお、長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災会・自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報を伝達できるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により伝達するとともに、消防団は、日頃からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災会・自治会等や避難行動要支援者等へ個別に伝達するなど、それぞれの特性を活かし効率的に伝達するように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、天童警察署と緊密に連携する。

(3) 警報の伝達は、特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮する。特に、避難行動要支援者については、自主防災会・自治会等の協力を得ながら、防災部局と福祉部局との連携の下で、避難支援個別計画を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達は、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民又は関係機関への伝達・通知方法は、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

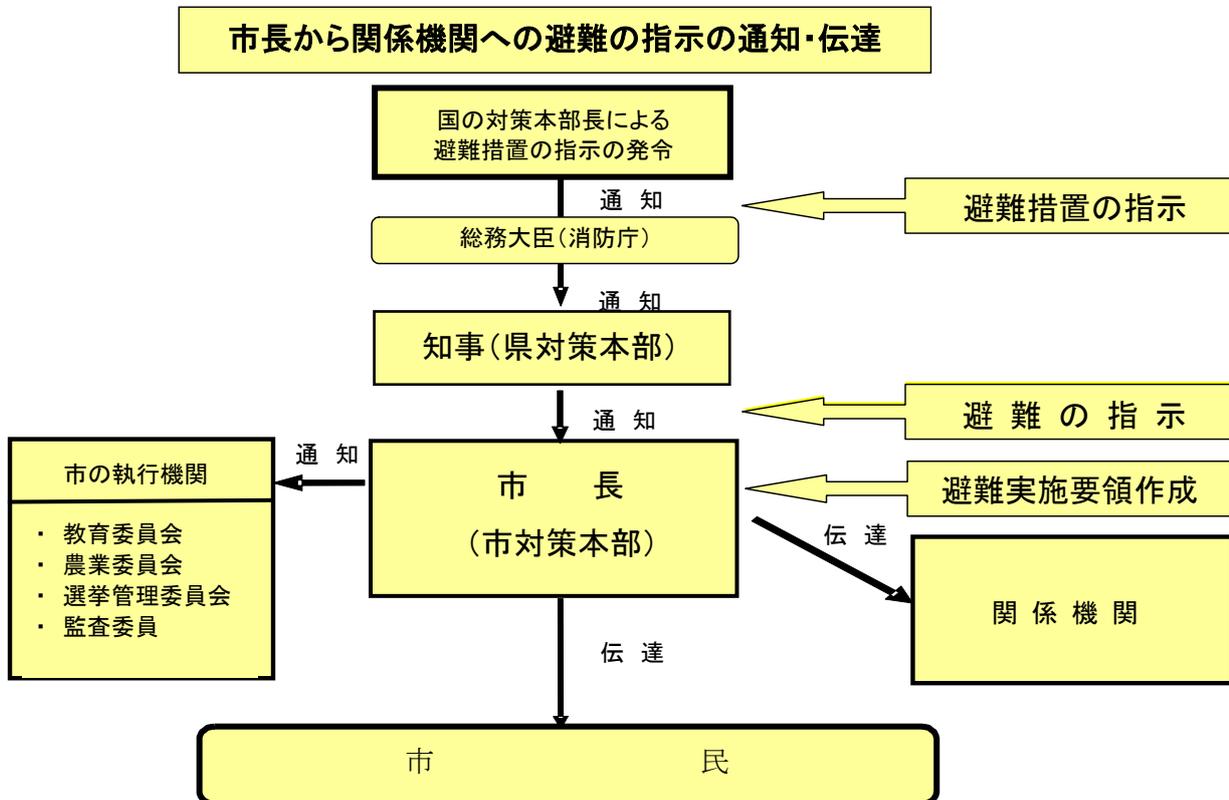
第2 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民を誘導することとなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要な過程であることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、事態の状況を踏まえ、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合は、警報の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては、下図のとおりとする。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、自衛隊、各執行機関、消防機関等の意見を求めた上で、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、的確かつ迅速に次の事項を定めた避難実施要領案を作成する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導における関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所等などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所、場所名及び集合場所への交通手段を可能な限り具体的に記載する。
- エ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- カ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法を記載する。
- ケ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品及び服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品及び服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領作成の際の地域特性に応じた留意事項

- ア 冬期間の避難対策
市長は、冬期間における避難の場合においては、国及び県と連携し、避難経路

となる道路の積雪及び凍結の状況を的確に把握し、避難住民や誘導者の防寒対策等、避難住民の安全確保に留意した避難の誘導を行う。また、道路除雪等の適切な措置を行うよう努める。

イ 大規模集客施設等の避難対策

市長は、旅館、ホテル、大型スーパー等の大規模集客施設や不特定多数の者が利用する施設において避難が必要となる場合においては、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等を利用する者等に対しても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を実施する。

(4) 避難実施要領作成の際の武力攻撃事態ごとの留意事項

ア NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合は、県知事からの避難指示の内容を踏まえ、避難誘導する者に防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずる。また、風下方向を避けて避難を行うことに留意して誘導する。

イ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報発令の場合は、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、市民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設又は建築物の地下等の地下施設に避難させる。

(イ) 着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県知事からの避難指示を踏まえ、他の安全な地域へ避難をするなど、避難指示の内容に沿った避難誘導を行う。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合も、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ウ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 県知事より避難が指示された場合は、早急に当該要避難地域から迅速に避難する。この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置もあり得る。

(イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、県知事による避難の指示を待つ暇がない場合は、当該攻撃が行われた現場における被害状況に照らして、退避指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般市民の立入禁止を徹底する。

エ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻及びその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国、県の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

しかし、この様な避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国、県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていく。

(5) 国対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路などの利用が競合する場合は、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

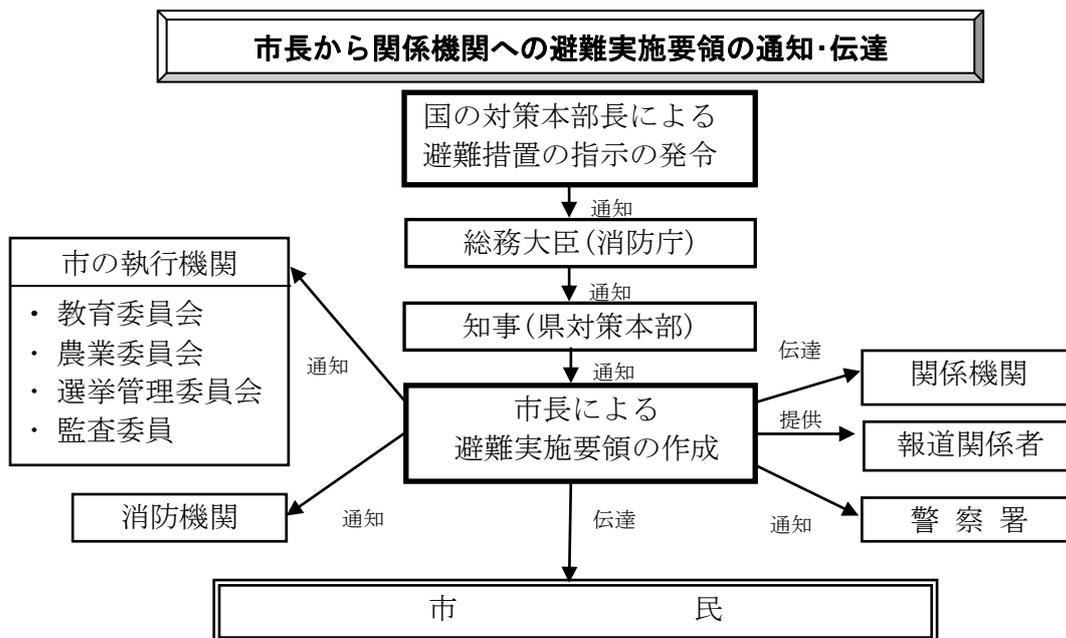
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、天童警察署長、自衛隊山形地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導する。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、円滑に誘導する。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、

毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員は、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（２）消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的に誘導するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者を人員輸送車両等により運送するなど、保有する装備を有効活用して避難住民を誘導する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災会・自治会等と連携して避難住民を誘導するとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かして活動する。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、天童警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市長は、警察官等が避難住民の誘導を行うために天童警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、これらの誘導現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動の調整を行う。

（４）自主防災会・自治会等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たって、自主防災会長や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

（５）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際して、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等や、行政側の対応についての情報を提供する。

（６）高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどま

ることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と連携し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県による救護班等の応急医療体制と連携しながら、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導における資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の要求等

市長は、避難住民の運送が必要な場合に、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないときは、指定公共機関にあっては都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 市長は、知事から救援の実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

(ア) 収容施設の供与

(イ) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(ウ) 医療の提供及び助産

(エ) 被災者の捜索及び救出

(オ) 埋葬及び火葬

(カ) 電話その他の通信設備の提供

(キ) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

(ク) 学用品の給与

(ケ) 死体の捜索及び処理

(コ) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、日頃から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国、県の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事より救援の実施に関する事務の委任を受けた場合において、救援のための支援が必要と判断したときは、具体的な支援内容を示し、知事に対し国及び他の県に支援を求めるよう要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事より救援の実施に関する事務の委任を受けた場合において、救援のための支援が必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事より救援の実施に関する事務の委任を受けた場合は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援する。

(4) 緊急物資の運送の要求

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、知事より救援の実施に関する事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、日頃から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

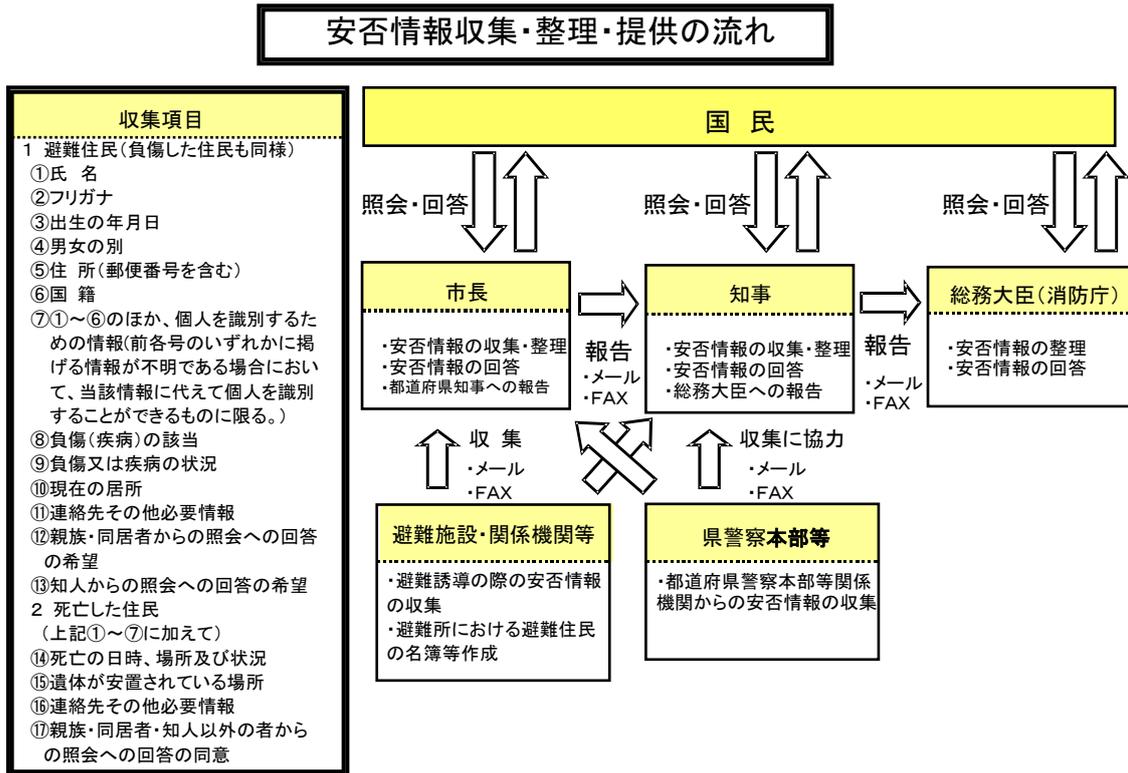
(3) マニュアル等による運用

市は、救援の実施に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。なお、この場合、市地域防災計画等に定める実施体制を活用することとする。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たって、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に関して必要な事項について定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。

ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用する。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報を収集するほか、日頃から把握し管理している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報を収集する。

また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等の保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行う。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求める。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供の協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

(4) 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県計画に準じて行う。

3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告する。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

イ 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合又は照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相

手の氏名、連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

6 マニュアルによる運用

市は、安否情報の収集及び提供に関し、この計画に定める以外の事項については、別に作成する国民保護運用マニュアルにより行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応等、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項について定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、県等の関係機関と協力して、本市の区域における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合又はNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員に対して、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合に、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合に、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示及び警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避を指示する。

退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容を調整する。

イ 屋内退避の指示

市長は、市民に退避の指示を行う場合に、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合に、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合に、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民は、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避を指示したときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するとともに、消防機関、警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市長は、市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所の県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たって、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報を共有し、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整する。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域を設定した場合も、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全を確保する。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等及び被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援を要請する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等における基本的な事項に関する計画並びに緊急

消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動、救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ態勢の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整及び指揮体制を確立するなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項を調整する。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合は、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、治療の優先順位を決めること等について、医療機関と緊密な連携の下で活動する。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生じないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 消防長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合は、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等における武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措 置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
 - イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
 - ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等

NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。
このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報及び関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

市長は、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整を円滑にするとともに、現地調整所の職員から最新の情報の報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等を要請する。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、直ちに汚染の範囲特定に資する被災情報を県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染され又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染され又は汚染された疑いがある 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染され又は汚染された疑いがある 死 体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染され又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染され又は汚染された疑いがある 建 物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染され又は汚染された疑いがある 場 所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 武力攻撃原子力災害への対処

市は原則として天童市地域防災計画、第5編「原子力災害対策計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察との連絡を密にする。
特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用して情報を収集する。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）（最終改正 平成24年5月31日 消防応第111号）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
山 形 県
天 童 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先において、県と連携しながら医師等保健医療関係者による健康相談及び指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携して感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先における食中毒等を防止するため、県と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先における感染症等を防止するため、県と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての情報を市民に提供する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況を把握するとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合は、県に対して水道用水の緊急応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先の市民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施する。

(6) 精神保健対策

市は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するために、県が行う精神保健対策に協力するよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課作成）等を参考に、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設等の被害状況を把握するとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合は、県に対して他の市町村の応援等を要請する。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも予想されることから、国民生活の安定に関する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、県等の関係機関が実施する措置に協力し、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切に措置する。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置について災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者としての市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理者及び道路管理者である市長は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置における職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置における職務等を行う者、国民保護措置における協力等のために使用される場所等

2 特殊標章等の交付及び管理

市長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等における事務の運用に関するガイドライン」等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

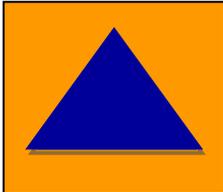
(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育、学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

特 殊 標 章

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽 章	帽子（ヘルメット）の前部中央に表示		
旗	① 施設の平面に展張又は掲揚又は表示 ② 船舶に掲揚又は表示		
車 両 章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

表面

	（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 <small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small> _____ _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕又は補修等応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合は、安全を確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況を緊急に点検するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等を設置している機関との通信機器に被害が発生した場合は、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかに復旧する。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行い、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合は、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置の支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合は、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧の措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合は、その管理する道路施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧の措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、国民保護法により原則として国が負担することとされており、県国民保護計画に準じて行うものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令及び県国民保護計画に定める手続等に従い補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令及び県国民保護計画に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態への対処

緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から第182条の規定において基本的な事項が定められているほか、同法第183条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態は、第1編第5章3に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラ又は特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

このため、市は、緊急処理事態対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急処理事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急処理事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
国（事態）対策本部	国（緊急処理事態）対策本部
県（国民保護）対策本部	県（緊急処理事態）対策本部
市（国民保護）対策本部	市（緊急処理事態）対策本部
対処基本方針	緊急処理事態対処方針

2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第1編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第3編及び第4編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

3 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長は、緊急処理事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急処理事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、市長は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1の警報の伝達等の定めに基づいて、これを行う。

4 特殊標章等の取扱い

武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されないので留意する。

5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定等）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

6 備蓄、避難施設等における取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の日頃からの備えにおける規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。

天童市国民保護計画

資料編

天童市国民保護計画資料編 目次

1. 関係機関連絡先一覧	資料編	1
2. 天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例	資料編	2
3. 天童市国民保護協議会条例	資料編	4
4. 火災・災害等即報要領	資料編	5
・ 第1号様式（火災）	資料編	16
・ 第2号様式（特定の事故）	資料編	17
・ 第3号様式（救急・救助事故等）	資料編	18
・ 第4号様式（その1）（災害概況即報）	資料編	19
・ 第4号様式（その2）（被害状況即報）	資料編	20
5. 安否情報関係様式	資料編	22
(1) 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	資料編	22
(2) 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	資料編	23
(3) 様式第3号 安否情報報告書	資料編	24
(4) 様式第4号 安否情報照会書	資料編	25
(5) 様式第5号 安否情報回答書	資料編	26
6. 公用令書	資料編	27
(1) 公用令書様式第一（収用）	資料編	27
(2) 公用令書様式第二（保管）	資料編	28
(3) 公用令書様式第三（使用）	資料編	29
(4) 公用令書様式第四（取消）	資料編	30
7. 警報の通知先一覧	資料編	31
8. 避難施設一覧	資料編	32
(1) 屋内施設	資料編	32
(2) 屋外施設（公園）	資料編	32
(3) 屋外施設（運動場）	資料編	34

1. 関係機関連絡先一覧

(1) 国の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
農林水産省東北農政局 山形支局	農政推進課	山形市松波1-3-7	023-622-7231
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	計画課	山形市成沢西4-3-55	023-688-8932
国土交通省東北運輸局 山形運輸支局		山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4711
国土交通省 山形地方气象台		山形市緑町1-5-77	023-624-1946

(2) 県の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形県	危機管理課	山形市松波2-8-1	023-630-2231
山形県村山総合支庁	総務課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8108
山形県村山保健所		山形市十日町1-6-6	023-627-1100
天童警察署	警備課	天童市糠塚2-4-1	023-651-0110

(3) 市町村

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市	防災対策課	山形市旅籠町2-3-25	023-625-1177
上山市	庶務課	上山市河崎1-1-10	023-672-1111
山辺町	総務課	東村山郡山辺町緑ヶ丘5	023-667-1119
中山町	総務課	東村山郡中山町大字長崎120	023-662-4899
寒河江市	総務課	寒河江市中央1-9-45	0237-86-2111
東根市	庶務課	東根市中央1-1-1	0237-42-1111

(4) 消防本部

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市消防本部	警防課	山形市緑町4-15-7	023-634-1197
上山市消防本部	本部	上山市石崎1-7-46	023-672-1190
西村山広域行政事務組合消防本部	警防課	寒河江市大字西根字石川西300-1	0237-86-2595
東根市消防本部	総務課	東根市中央2-16-23	0237-42-0134

(5) 自衛隊

機関名	担当部署	所在地	電話番号
陸上自衛隊第6師団司令部	第3部	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	第3科	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
自衛隊山形地方協力本部	総務課	山形市緑町1-5-48(合同庁舎)	023-622-0711

(6) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵便株式会社天童郵便局	天童市久野本4-3-12	023-653-3300
東日本電信電話株式会社山形支店	山形市薬師町2-18-1	023-621-9181
東北電力株式会社天童営業所	天童市天童中1-4-1	023-651-3929
東日本旅客鉄道株式会社天童駅	天童市本町1-1-1	023-653-2190
山交バス株式会社寒河江営業所	寒河江市新山町2-1	0237-86-2181
第一貨物株式会社天童支店	天童市乱川3-7-62	023-654-2424
日本通運株式会社山形物流事務所	山形市大字十文字字天神東777	023-686-4385
(社)山形県エルピーガス協会山形支部天童ブロック会	天童市糠塚二丁目10-30	023-653-2180

(7) その他関係団体

機関名	所在地	電話番号
日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ	天童市五日町1-3-5	023-653-6757
天童市消防団	天童市桜町2-1	023-654-1191
天童市建設業同友会	天童市老野森2-7-25	023-653-5702
天童市東村山郡医師会	天童市桜町2-20 2F	023-654-4528
天童商工会議所	天童市老野森1-3-28	023-654-3511
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	023-653-5111
天童市管工事業協同組合	天童市泉町2-11-1	023-654-0198
天童市自主防災会連絡協議会	天童市老野森1-1-1	023-654-1111

2. 天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 天童市国民保護対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、天童市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理する。

2 天童市国民保護対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 天童市国民保護対策本部員（以下「対策本部員」という。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、対策副本部長及び対策本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから対策本部長が任命する。

(部の設置)

第3条 対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長の指名する対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(会議)

第4条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 対策本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員並びに県の職員及び市の職員以外のものを対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、天童市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「天童市国民保護対策本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部長」と、同条第2項中「天童市国民保護対策副本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策副本部長」と、同条第3項中「天童市国民保護対策本部員」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部員」と、第4条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第6条中「第2条から前条まで」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3. 天童市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、天童市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員の定数)

第2条 法第40条第4項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、36人以内とする。

(専門委員)

第3条 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

4. 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）

（最終改正 平成24年5月31日 消防応第111号）

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

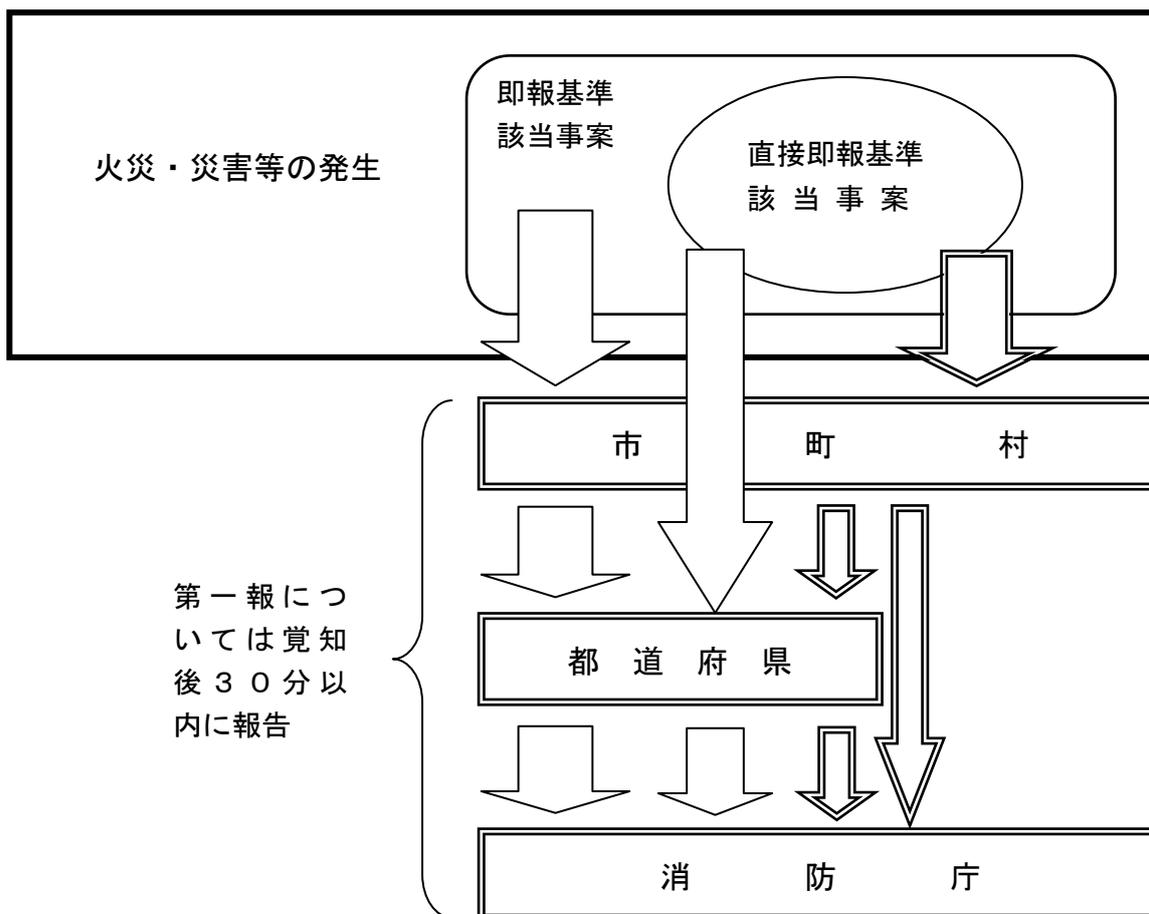
（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を

待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められる

もの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故
(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第22条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

- 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) リ災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、

119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】 (抄)

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
火災場所										
出火日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分			
月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)								
(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分								
火元の業態 用途	事業所名 (代表者氏名)									
出火箇所	出火原因									
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人
死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由								
負傷者 重症	人									
中等症	人									
軽症	人									
建物の概要	<table border="1"> <tr> <td>構造階層</td> <td>建築面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ面積</td> </tr> </table>	構造階層	建築面積		延べ面積					
構造階層	建築面積									
	延べ面積									
焼損程度	<table border="1"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> 全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 } </td> <td>焼損面積</td> <td> 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a </td> </tr> </table>	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a					
焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a							
り災世帯数	気象状況									
消防活動状況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人
消防本部(署)	台	人								
消防団	台	人								
その他		人								
救急・救助活動状況										
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名： 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人		
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台 人	
	消防団		台 人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急処理事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（	人）
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号		災害名： 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					文教施設	箇所		
						病院	箇所	
					道路		箇所	
						橋りょう	箇所	
					河川		箇所	
						港湾	箇所	
					砂防		箇所	
						清掃施設	箇所	
					崖くずれ		箇所	
						鉄道不通	箇所	
					被害船舶		隻	
						水道	戸	
					電話		回線	
						電気	戸	
					ガス		戸	
						ブロック塀等	箇所	
					り災世帯数		世帯	
						り災者数	人	
					火災発生		建物	件
						危険物	件	
					その他		件	
						火災発生	その他	件
					火災発生		その他	件

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円					市 町 村			
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
そ の 他	農 業 被 害	千円		災市 害 救町 助 法村 適 用名	計	団体			
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他						消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人					
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
災害の種類概況									
応急対策の状況									
119番通報件数									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 									

(注) 被害額は省略することができるものとする。

(注) 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入する。

5. 安否情報関係様式(武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年3月28日総務省令第44号))

(1) 様式第1号

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所(郵便番号を含む)	
⑥ 国 籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①、⑦、⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 する 同 意 し な い
※ 備 考	

(注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(2) 様式第2号

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第9条第4条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第9条第5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(4) 様式第4号

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所		
氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

(5) 様式第5号

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年月日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6. 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成16年厚生労働省令第170号））

(1) 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号	公 用 令 書 氏名 住所				
第81条第2項 第81条第4項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する 第183条において準用する					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
第81条第2項 第81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 ㊟					
収用すべき 物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
		第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 1 8 3 条において準用する 第 1 8 3 条において準用する		
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項				
(理由)				
年 月 日				
処分権者 氏名				(印)
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

<p>使用第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名</p> <p style="margin-left: 200px;">住所</p> <p style="margin-top: 20px;">武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 第183条において準用する</p> <p style="margin-left: 40px;">の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。</p> <p>第82条</p> <p>(理由)</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">処分権者 氏名 ⑩</p>							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号
公 用 令 書	
	氏名
	住所
	第 8 1 条第 2 項
	第 8 1 条第 3 項
	第 8 1 条第 4 項
	第 8 2 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 1 8 3 条において準用する
	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に
第 8 1 条第 2 項	
第 8 1 条第 3 項	
第 8 1 条第 4 項	
第 8 2 条	
係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する	
法律施行令第 1 6 条	の規定により、これを交付する。
第 5 2 条において準用する第 1 6 条	
(取り消した処分の内容)	
年 月 日	
	処分権者 氏名
	(印)

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

7. 警報の通知先一覧

(1) 市の執行機関等

名 称	担当部署	電 話 番 号	内線
教 育 委 員 会	教 育 総 務 課	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	8 1 2
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	2 3 2
選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	5 1 2
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	5 2 1
議 会	議 会 事 務 局	0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1	3 5 2

(2) 指定地方公共機関

1. (6) に同じ。

(3) その他の関係団体

1. (7) に同じ。

8. 避難施設一覧

(1) 屋内施設

No	施設名称	住所	電話	FAX	備考
1	山形県立天童高等学校体育館	大字山元850	653-6120	653-6188	
2	山形県教育センター(宿泊棟)	大字山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159	
3	山形県青年の家体育館	小路一丁目7-8	654-4545	652-2007	
4	天童南部小学校体育館	田鶴町四丁目2-10	654-1750	654-1798	
5	天童中部小学校体育館	老野森二丁目6-4	654-2301	654-2302	
6	天童北部小学校体育館	乱川四丁目2-25	654-2654	654-2694	
7	成生小学校体育館	大字高木836	654-2303	654-2229	
8	蔵増小学校体育館	大字蔵増676	654-2304	654-2387	
9	寺津小学校体育館	大字寺津1350	654-2305	654-2095	
10	津山小学校体育館	大字貫津591	654-2309	654-2308	
11	山口小学校体育館	大字山口1919	656-2410	656-2460	
12	高揃小学校体育館	大字高揃北239	655-2051	655-7650	
13	長岡小学校体育館	東長岡三丁目3-1	655-2059	655-2016	
14	干布小学校体育館	大字干布580	654-2307	654-2292	
15	荒谷小学校体育館	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	
16	第一中学校体育館	大字原町10-1	654-2311	654-2312	
17	第二中学校体育館	大字久野本1674	654-2322	654-2323	
18	第三中学校体育館	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	
19	第四中学校体育館	柏木町一丁目3-1	653-1360	653-1361	
20	天童市市民文化会館	老野森一丁目1-1	654-1511	654-1513	
21	天童南部公民館	一日町一丁目13-1	656-9595	(兼用)	
22	天童中部公民館	老野森二丁目6-1	654-2443	(兼用)	
23	天童北部公民館	乱川四丁目3-2	656-8646	(兼用)	
24	成生公民館	大字高木735	654-2536	(兼用)	
25	蔵増公民館	大字蔵増南672	654-2531	(兼用)	
26	寺津公民館	大字藤内新田1656	654-2532	(兼用)	
27	津山公民館	大字貫津2434	654-2533	(兼用)	
28	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	656-2955	(兼用)	
29	山口公民館	大字山口1969-1	656-2310	(兼用)	
30	高揃公民館	大字清池151-1	655-2052	(兼用)	
31	長岡公民館	東長岡三丁目4-1	655-7620	(兼用)	
32	干布公民館	大字干布580	654-2534	(兼用)	
33	荒谷公民館	大字荒谷8445-1	654-2535	(兼用)	
34	天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520	(兼用)	
35	天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396		
36	天童市スポーツセンター	大字小関1230	654-6100	654-1760	
37	天童市総合福祉センター	老野森二丁目6-3	654-5156	654-5166	

(2) 屋外施設(公園)

No	施設名称	住所	備考
1	藤ヶ丘公園	清池東二丁目1345	
2	中央公園	東本町二丁目66	
3	交り江西公園	交り江三丁目2-3	
4	東長岡公園	東長岡三丁目4-2	
5	駅西公園	駅西四丁目6-1	
6	北部公園	乱川四丁目2-4	
7	南部公園	南町二丁目12-1	
8	一ツ橋公園	東本町一丁目179	
9	鎌田公園	鎌田本町一丁目4	
10	老野森公園	老野森二丁目12-1	
11	久野本公園	久野本三丁目13	
12	沼北公園	東本町三丁目8	
13	鍬の町公園	鎌田本町二丁目8	
14	塚田公園	鎌田一丁目11-4	

15	温泉公園	鎌田一丁目3-9	
16	李田公園	泉町二丁目5-6	
17	千刈公園	泉町一丁目8	
18	綿掛公園	老野森一丁目7	
19	糠塚南公園	糠塚二丁目6	
20	浮ノ城公園	糠塚一丁目10	
21	交り江東公園	交り江一丁目3	
22	ひかり交流広場公園	北久野本四丁目1324-1、2、3	
23	柏木東公園	柏木町二丁目4	
24	柏木西公園	柏木町三丁目8	
25	辻の前公園	東長岡二丁目6-1	
26	和久井公園	長岡北三丁目6-4	
27	長丘公園	中里五丁目2312	
28	諏訪公園	東芳賀二丁目5-2	
29	北久野本公園	北久野本三丁目1462-1	
30	松木段公園	中里三丁目3の内	
31	本町公園	本町一丁目6-1	
32	小路公園	小路一丁目1-1	
33	三日町公園	三日町二丁目1-25	
34	小路南公園	小路一丁目5-4	
35	東久野本公園	東久野本二丁目266、267-1、2	
36	小関公園	小関二丁目2-2	
37	小畑東公園	駅西二丁目6-1	
38	小畑西公園	駅西三丁目10-6	
39	稻荷公園	東芳賀一丁目10-2、3、4、5、6、7	
40	岡屋敷公園	長岡北一丁目8-6	
41	一本杉公園	乱川二丁目10-22	
42	春日公園	乱川三丁目10-22	
43	榭賀公園	北目二丁目11-1	
44	東千刈公園	南町三丁目3	
45	東芳賀公園	東芳賀三丁目6	
46	一日町公園	一日町一丁目12	
47	南小畑東公園	南小畑四丁目5	
48	南小畑西公園	南小畑三丁目4	
49	中里緑地	中里七丁目1、2、3、東長岡4-1	
50	立谷川河川緑地	大字荒谷字小才勝2789-1	
51	あかつき公園	大字高揃字榎ノ内北2131-1	
52	藤内新田運動公園広場	大字藤内新田字堰端503-226	
53	乱川公園	大字乱川字東原1292-3、4	
54	二子沢公園	大字山口字二子沢4838、4839-1、4840-1	
55	川原子広場公園	大字川原子字本郷3004-1...	
56	上荻野戸公園	大字干布字荻野戸160、161、162...	
57	小矢野目公園	大字矢野目字坊1534-2...	
58	蔵増南公園	大字蔵増字藤壇南1714-1、2	
59	奈良沢公園	大字干布字奈良沢703、705、706	
60	道満公園	大字道満字藤野182-1、2...	
61	小才勝東公園	大字荒谷字小才勝393-165	
62	小才勝西公園	大字荒谷字小才勝393-56	
63	上貫津公園	大字貫津字小山下1201-1...	
64	小原公園	大字川原子字小原5166	
65	にれの木公園	大字高揃字中道1897-55	
66	西原公園	大字乱川字西原1556-36	
67	万代公園	万代207-11、629-22	

68	水郷寺津沼公園	大字寺津字寺元288-1、岡在家287・・	
69	上山口公園	大字山口字上北2806-3	
70	谷地中公園	大字川原字谷地中405-3	
71	田麦野公園	大字田麦野字かやん1148-1	
72	長岡児童公園	中里二丁目1469	
73	堀端児童公園	大字蔵増字堀端北4449番の一部・・	
74	原崎児童遊園	大字山口字大仏1768	
75	おらだの川	大字荒谷字小才勝308-2	
76	城山公園	五日町二丁目26-1	
77	田鶴町公園	田鶴町一丁目556-17	
78	高木公園	大字高木字村並559-10、568-2、569-4	
79	石倉公園	大字下萩野戸字上原902-3	
80	もみじ第1公園	大字乱川1206-3	
81	高揃北運動公園	大字高揃字新町裏2058-3	
82	わくわくランド多目的広場	鍬ノ町二丁目3	
83	東原公園	大字乱川字東原1265-4	
84	老野森交流広場公園	老野森三丁目161	

(3) 屋外施設（運動場）

1	天童南部小学校グラウンド	田鶴町四丁目2-10	
2	天童中部小学校グラウンド	老野森二丁目6-4	
3	天童北部小学校グラウンド	乱川四丁目2-25	
4	成生小学校グラウンド	大字高木836	
5	蔵増小学校グラウンド	大字蔵増676	
6	寺津小学校グラウンド	大字寺津1350	
7	津山小学校グラウンド	大字貫津591	
8	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	
9	山口小学校グラウンド	大字山口1919	
10	高揃小学校グラウンド	大字高揃北239	
11	長岡小学校グラウンド	東長岡三丁目3-1	
12	千布小学校グラウンド	大字千布580	
13	荒谷小学校グラウンド	大字荒谷7857	
14	第一中学校グラウンド	大字原町10-1	
15	第二中学校グラウンド	大字久野本1674	
16	第三中学校グラウンド	大字矢野目1285	
17	第四中学校グラウンド	柏木町一丁目3-1	
18	山形県立天童高等学校グラウンド	大字山元850	
19	山形電波工業高等学校グラウンド	清池東二丁目10-1	
20	羽陽学園短期大学グラウンド	大字清池1559	
21	天童市スポーツセンター	大字小関1230	
22	山形県総合運動公園	山王一丁目1	

天童市国民保護計画

用語集

用語集

1 法令等関係

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） ※武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号） ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号） ※武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。
災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） ※国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めている。
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号） ※石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、その災害の防止に関する基本的事項を定めている。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国際的な武力紛争において適用される国際人道法	1949年8月12日のジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをいう。
国民の保護に関する基本指針	政府が、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備えて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をいう。 （国民保護法第 32 条、第 182 条）
天童市地域防災計画	市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する防災に関する計画 （災害対策基本法第 5 条第 1 項、第 42 条）

2 武力攻撃関係

用語	意義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第1条))
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第1号))
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第2号))
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第3号)
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)であって、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第22条第1項))
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項)
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第183条(同法第14条準用))
N B C	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の略称をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダ ー テ ィ ボ ム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。 ※核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

3 機関等関係

用語	意義
市国民保護協議会	市における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、市国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。 (国民保護法第39条)
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関

用語	意義
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関（事態対処法第 2 条第 5 号）
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第 2 条第 6 号）</p>
指定公共機関	<p>（事態対処法第 2 条第 7 号）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）であって、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> <p>（国民保護法第 2 条第 2 項）</p>

4 住民関係

用語	意義
避難住民等	<p>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</p> <p>（国民保護法第 75 条第 1 項）</p>
要配慮者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、もしくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない、もしくは困難な人 <p>※ 具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p> <p>※ 要配慮者の中で、特に避難支援の必要な人を「避難行動要支援者（要支援者）」という。</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。</p> <p>（災害対策基本法第 5 条第 2 項）</p>

5 措置関係

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第9条第1項))
利用指針	国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針をいう。 (特定公共施設利用法第6条、第10条、第12条、第13条、第15条、第17条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処方針をいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第22条第1項))
国(事態)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第10条)
国(事態)対策本部長	国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第11条)
県(国民保護)対策本部	県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条)
県(国民保護)対策本部長	県(国民保護)対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第28条)
市(国民保護)対策本部	市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条)
市(国民保護)対策本部長	市(国民保護)対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。) (国民保護法第28条)
県緊急対処事態対策本部	県の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用))
県緊急対処事態対策本部長	県緊急対処事態対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用))
市緊急対処事態対策本部	市の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用))
市緊急対処事態対策本部長	市緊急対処事態対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用))
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置(同項第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第2条第3項)

用語	意義
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 （国民保護法第 172 条第 1 項）
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。 （国民保護法第 52 条第 2 項第 1 号）
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。 （国民保護法第 52 条第 2 項第 2 号）
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。 （国民保護法第 79 条第 1 項）
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 （国民保護法第 81 条第 1 項）
生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 （国民保護法第 102 条第 1 項）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 （国民保護法第 103 条第 1 項）
防災行政無線	・都道府県防災行政無線 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網 ・市町村防災行政無線 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網
（同報系防災行政無線）	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。
緊急情報ネットワークシステム（Em-net）	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うシステム
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

天童市国民保護計画

平成19年 2月 7日 作成

平成28年 9月 8日 一部変更

天童市総務部危機管理室

〒:994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

☎:023-654-1111 内線 452・453 FAX:023-653-0714
